

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考 (制度 URL、その他) | 担当部署 |
|-------|-----|----------------------------|---------|---|--|---------------------------------------|---|--------------------------------------|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額 (償還方法・利率等) | | | |
| 岩手県 | 県 | 岩手県再生可能エネルギー発電施設等立地促進資金貸付金 | 融資 | 県内に非化石エネルギーを使用する施設を導入する事業者 | 融資限度額 4.8 億円 | H29.4.1～ H30.3.31 | http://www.pref.iwate.jp/kankyoku/seisaku/energy/002950.html | 環境生活部 環境生活企画室 TEL:019-629-5326 |
| 岩手県 | 久慈市 | エコ工場化促進費補助金 | 補助金 | 市内企業が、工場（製造業）に太陽光発電システム(10kW 以上)及び LED 照明を設置する経費に対し補助。 | 太陽光発電システム: 1kW 当たり 5 万円 上限 100 万円 LED: 事業費の 1/4 以内、上限 100 万円 | H24～ | http://www.city.kuji.iwate.jp/sangyouka/sangyou-g/shoenehojo.html | 港湾・エネルギー推進課 TEL:0194-52-2369 |
| 宮城県 | 県 | 新エネルギー設備導入支援事業 | 補助金 | ○対象者: 県内に事業所を有する法人・団体及び個人事業者 ○規模要件 【太陽光発電システム】 1 地点あたりの出力 10kW 以上。ただし、同時に施工する 1 件の事業として近接する複数の地点に設置する場合は、それぞれの地点における出力の合計が 10kW 以上で、かつ、1 地点あたりの平均出力が 4kW 以上。 【太陽熱利用システム】 県内の事業所に集熱器総面積 10 m ² 以上の太陽熱利用設備を設置する法人・団体及び個人事業者 | 【太陽光発電システム】 ○補助率 ・自家消費する場合 1/3 以内 (ただし、県内産パネルを使用する場合 1/2 以内) ・蓄電池を併設する場合は、蓄電池 1/3 以内 ○限度額 500 万円 ただし、蓄電池を併設する場合は、蓄電池に対し 500 万円 【太陽熱利用システム】 ○補助率 1/2 以内 ○限度額 2,000 万円 | 平成 29 年 4 月 12 日～ 平成 29 年 5 月 26 日 | http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/h29sinene.html | 環境生活部 環境政策課 022(211)2664 |
| 宮城県 | 仙台市 | 仙台市民間防災拠点再生可能エネルギー等導入支援補助金 | 補助金 | 防災拠点になりうる民間施設 | 補助率 1/2 (上限 1000 万円) | 平成 29 年 5 月 1 日～ 平成 29 年 11 月 30 日 | http://www.city.sendai.jp/business/d/1209504_1434.html | 防災環境都市推進室 |
| | | 仙台市熱エネルギー有効活用支援補助金 | 補助金 | ・市内に事業所等を所有又は管理している方、若しくは所有又は管理する予定の方 | 補助対象経費の 1/10 【限度額】 3 万円(自然循環型) 9 万円(強制循環型) 12 万円(補助熱源一体型) | 平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 1 月 31 日 | http://www.city.sendai.jp/ondanka/download/bunyabetsu/kankyo/kankyohozen/hojokin.html | 環境局環境企画課 022(214)8232 |

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考 (制度 URL、その他) | 担当部署 |
|-------|---------|--|---------|--|---|---|---|--|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額 (償還方法・利率等) | | | |
| 茨城県 | かすみがうら市 | かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例 | 税の減免 | 太陽光発電設備 最大出力が 10 キロワット以上の太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備であって、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)第 4 条第 1 項の規定による契約を電気事業者と締結しているものをいう。ただし、住宅用太陽光発電設備又は屋根貸し太陽光発電設備を除く。 | 太陽光発電設備が設置された土地に対して課する固定資産税の課税標準は、かすみがうら市税条例(平成 17 年かすみがうら市条例第 54 号)の規定にかかわらず、当該土地に対して新たに固定資産税を課する年度から 5 年度分の固定資産税に限り、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 2 分の 1。 | H26 年度～ ※当該土地に対して新たに固定資産税を課することとなる年度から 5 年度分 | http://www.city.kasumi-gaura.ibaraki.jp/?page_id=1556 | 環境保全課 |
| 群馬県 | 安中市 | 大規模太陽光発電設備設置促進条例 | 課税免除 | 市内において、発電出力が 500 キロワット以上の太陽光発電設備の設置にかかる土地、家屋、償却資産。平成 26 年度以降に新たに課税される資産が対象となります。 | 対象となった設備に係る土地、家屋、償却資産の固定資産税・都市計画税について 3 年間、課税を免除します(設備が稼働し、課税されることとなった年度から 3 年間につき課税を免除します)。 | H29.4.1～ H30.1.31 | http://www.city.annaka-gunma.jp/gyousei/soumu/kikaku/taiyousien.html | 総務部企画課 内線 1021 |
| 東京都 | 都 | 地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業 | 補助金 | 民間事業者 | 1/6 以内(国等の補助金と併給する場合は、合計 1/2 以内) 上限 2500 万円 | 平成 29 年 5 月 31 日～ 平成 30 年 1 月 31 日 | https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/chisan-chisho/index.html | 環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー課 03-5388-5320 |
| 東京都 | 北区 | 新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成 | 補助金 | 区内に事業所を有する又は有する予定の方で、自ら使用する目的でシステムを設置する方(中小企業者等を除く) | 【太陽熱温水器】 助成対象経費の 50%とし、上限 15 万円(区内業者による施行の場合、助成対象経費の 60%とし、上限 18 万円) 【太陽光発電システム】 1kW あたり 8 万円、上限 20 万円(区内業者による施行の場合、1kW あたり 9.6 万円、上限 24 万円) | 平成 29 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 23 日まで | http://www.city.kita.tokyo.jp/kankyo/jutaku/kankyo/hojo/energy/jose-info.html | 生活環境部環境課 環境政策係 03(3908)8603 |

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考 (制度 URL、その他) | 担当部署 |
|-------|-----|------------------------------------|------------|--|---|---|---|--|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額 (償還方法・利率等) | | | |
| 東京都 | 足立区 | 公益的施設用太陽光発電システム設置費補助 | システム設置前に申請 | 下記のすべての要件を満たす方 1 区内の以下に掲げる公益的施設で、区から施設整備費、運営経費等の補助を受けている施設に太陽光発電システムを設置しようとする下記の事業主 ア 町会・自治会館 イ 民設民営の高齢者施設 ウ 民設民営の障がい者施設 エ 民設民営の私立保育園 オ 私立幼稚園 2 電力会社と電力買取にかかる電力受給契約を完了することができること。 3 申請時点において、工事に着手していないこと。 4 平成 30 年 2 月 28 日までに工事を完了し、平成 30 年 3 月 31 日までに完了報告を行えること。 5 補助対象者に住民税(補助対象者が法人の場合は、法人住民税)の滞納が無いこと。 | 1kW あたり 6 万円に発電設備最大出力(kW 表示とし、少数点以下 2 桁未満切捨て)を乗じて得た額。(1,000 円未満は切捨て) ●上限額は 120 万円。 ※足立区内事業者と設置契約した場合は、1kW あたり 7 万 2 千円(上限 144 万円) ●上記により計算した補助額が補助対象経費の 1/3 を上回る場合は、実際の補助金額は補助対象経費の 1/3 に相当する額(少数点以下 2 桁未満切捨て)となる。 | 平成 29 年 4 月 11 日から平成 30 年 2 月 28 日 | http://www.city.adachi.tokyo.jp/kankyo/kurasu/h24-t-sys.html ・予定件数 1 件(予算に達した時点で終了) | 環境政策課管理係 |
| 東京都 | 三鷹市 | 新エネルギー・省エネルギー設備設置助成金 (新エネルギー設備) | 助成金 | 市内に事業所等を有し、自ら所有し使用するために太陽光発電(中古品を除く)を設置した方。ただし、設置後 6 ヶ月以内の設備に限る。 | ①自ら発注して設備を設置した場合：1kW あたり 2 万円、上限 8 万円まで ②新たに購入した建物にあらかじめ設備がついていた場合：1 万 5 千円 | 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日。ただし、予算の範囲内で先着順 | http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_service/065/065188.html | 生活環境部 環境政策課 担当：川上 0422-45-1151 (内線 2525) |
| 東京都 | 町田市 | 町田市町内会・自治会 集会施設整備事業 | 補助金 | 以下の条件を満たす集会施設 ①広く地域コミュニティ活動に貢献又は貢献可能な集会施設 ②町内会・自治会が所有し、管理及び運営を行う集会施設 | ・太陽光発電システム：1kW 当たり 2.5 万円、上限 15 万円 ・蓄電池システム：定額 5 万円 ※施設ごとにそれぞれ一度限りの補助 | 2014 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日(予定) | http://www.city.machida.tokyo.jp/community/cyonaikai/hojoshien/cyonaikai05.html | 市民部 市民協働推進課 電話：042-724-4362 FAX：050-3085-6517 |

| 実施自治体 | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考 (制度 URL、その他) | 担当部署 |
|-------------|-----------------------|----------|--|---|---------|---|-------------------------------------|
| | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額 (償還方法・利率等) | | | |
| 東京都 羽村市 | 創省エネルギー化助成制度 | エコポイント助成 | 市民、市内物件所有者、小規模企業者(管理組合を含む) | 対象経費の 1/2 又は上限のいずれか低い方 | 5 月～1 月 | http://www.city.hamura.tokyo.jp/0000004638.html | 産業環境部 環境保全課 |
| | 羽村市中小企業資金融資制度 | 資金融資 | 市内中小企業者 | 融資 上限額 3,000 万円 10 年(120 回)以内<据置 6 ヶ月含む> 元金均等月賦返済 1.6%(本人負担 0.32%) 年利 1.28%利子補給 保証料補助 補助率 1/2、上限金額 200,000 円 | 4 月～3 月 | http://www.city.hamura.tokyo.jp/0000002111.html | 産業環境部 産業振興課 |
| 東京都 羽村市 | 羽村市小口零細企業資金融資制度 | 資金融資 | 市内小規模事業者 | 融資 上限額 1,250 万円 10 年(120 回)以内<据置 6 ヶ月含む> 元金均等月賦返済 1.6%(本人負担 0.32%) 年利 1.28%利子補給 保証料補助 補助率 1/2、上限金額 150,000 円 | 4 月～3 月 | http://www.city.hamura.tokyo.jp/0000002113.html | 産業環境部 産業振興課 |
| 神奈川県 横浜市 | 横浜市民間保育所等建設費等補助金(の一部) | 補助金 | <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備の公称最大出力は 10kW を限度とする。 ・JET または同等の「太陽電池モジュール認証」を受けていること。 ・性能保証、設置後のサポートがメーカーによって確保されていること。 ・未使用品であること。 ・敷地外から見やすい場所にディスプレイ装置を設置すること。(当該装置も補助対象設備) ・エネルギーマネージメントシステム(HEMS、BEMS 等)を設置すること。(当該装置も補助対象設備) ・接続方式は「余剰電力買取方式」であること。(全量買取制度を選択した場合は補助対象外) | (補助基準額) 1kW 当たり 100 万円 上限 1,000 万円 補助予定件数 8 件 | H23 年度～ | | こども青少年局 こども施設整備課 045-671-4146 |

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考 (制度 URL、その他) | 担当部署 |
|-------|-----|-----------------------|---------|---|---|----------|--|--|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額 (償還方法・利率等) | | | |
| 新潟県 | 県 | 家庭用太陽光発電導入促進事業補助金 | 補助金 | <p>県内に事業所を有し、施主と直接契約を行う元請け事業者 (システム設置に係る補助) 平成 29 年度の元請けとして県内に設置した件数が、平成 28 年度の元請けとして県内に設置した件数を超えた場合、その超えた件数に対して補助を行う。 (販売促進活動に係る補助) 今年度新たに取り組む販売促進活動(新規又は平成 28 年度の取り組みの拡充)に要する経費に対して補助を行う。</p> | <p>(システム設置に係る補助) 事業者が設置した家庭の所在地とその容量により算出 【補助額】 平野部:1kW あたり 2 万円 山間部:1kW あたり 2.5 万円 1 事業所あたり補助上限件数:10 件 (販売促進活動に係る補助) 今年度新たに取り組む販売促進活動に要する下記経費の 2 分の 1 以内 【補助額】 会場借上費、会場設営費、広告宣伝費、通信運搬費、展示品等輸送費 1 事業所あたり補助上限額:30 万円</p> | | 補助金交付団体:新潟県電気工事工業組合 http://www.chuokai-niigata.or.jp/ndkk/solar-hojo/ | 産業振興課 025-280-5257 |
| 山梨県 | 北杜市 | 北杜市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 | 補助金 | <p>【北杜市公民館条例(平成 16 年北杜市条例第 97 号)第 3 条に規定する分館又はそれに類似する施設(以下「集会施設」という。)に設置する場合】 ①集会施設に設置した団体 ②国の住宅用太陽光発電導入支援補助金以外の太陽光発電システムの補助金を受けた集会施設は対象外とする。 ③平成 18 年 4 月 1 日以降に、電力会社と電気受給契約をした団体</p> | 1kW 当たり 2.5 万円 | H18.4.1～ | http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/docs/1607.html | 生活環境部環境課 新エネルギー推進担当 0551(42)1341 |

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考 (制度 URL、その他) | 担当部署 |
|-------|--------|----------------------------|---------|---|---|----------|---|---|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額 (償還方法・利率等) | | | |
| 山梨県 | 南アルプス市 | 南アルプス市エコライフ促進補助金 | 補助金 | 事務所用 対策機器を市内の事務所などに設置した場合 市税に未納がない法人。個人事業者の場合は 本人と同一世帯員に市税の未納がないこと ※太陽光発電システムに併せて ECHONET Lite 対応の家庭用エネルギー管理システム (HEMS)または定置用リチウムイオン蓄電池の 設置が条件。 | 10kW 未満 8 万円 | H27.4.1～ | (条件) ・未使用 リースは対象 外 ・設置完了後3ヶ月以 内の申請 ・発電量データ等のア ンケート協力 http://www.city.minami-niigata.jp/alps.yamanashi.jp/kurasahi/kurasu/kankyau/ondanka-taisaku/solar-energy-system.html | 環境課 環境保全・自然エネ ルギー担当 055(282)6097 |
| 長野県 | 県 | 平成 29 年度地域主導型自然エネルギー創出支援事業 | 補助金交付 | ① (1)市町村や地域の NPO、中小企業等が行う地域主導型の熱供給・熱利用事業 (2)上記取組に要する次に掲げる経費 (熱供給・熱利用事業に係るものに限る。) (1)可能性調査・計画策定・設計 (2)機器設備導入 ② 自治会等の地域コミュニティが市町村と協働して行う地域の特性を活かした自然エネルギー、省エネルギーの活用による先進的な地域づくり計画を策定する事業 | ①2 分の 1 以内、上限 500 万円 ただし、民間団体が行うハード事業は、3 分の 1 以内とする。 市町村地域防災計画において地域の防災拠点に位置付けられた施設の防災機能に資することを目的とするハード事業は、補助率 2 分の 1 以内、上限 750 万円とする。 ②2 分の 1 以内、上限 75 万円 | H25～ | http://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/tiikisyudou.html | 環境部 環境エネルギー課 TEL026-235-7179 FAX026-235-7491 |
| | | 平成 29 年度自然エネルギー地域発電推進事業 | 補助金交付 | (1)市町村や地域の NPO、中小企業等が行う自然エネルギー発電事業 (2)基本計画、詳細設計、計画策定、実施設計、その他本事業の実施に必要とされる経費で、次に掲げる経費を控除したもの ア 団体の運営費、人件費及び施設の維持管理経費 イ 用地の取得又は賃貸に要する費用および保障に係る費用 ウ 食糧費 エ 損失補填的な経費 オ 簡条施設、将来施設、兼用施設、予備施設及び撤去に係る経費 カ その他知事が不相当と認める経費 | ソフト: 1/2 以内、 上限 500 万円 ハード: 1/4 以内、 上限 1500 万円 | H26～ | http://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/kurashi/ondanka/shizen/tiikihatuden-suishin.html 売電収入が生じた場合は、知事が定めるところにより、原則として収入を得た年度の翌年度から毎年度、売電により得た収入の一部を県に納付すること。この場合の県に納付すべき金額の総額は、交付した補助金に相当する金額を限度とすること。 | |

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考 (制度 URL、その他) | 担当部署 |
|-------|-----|----------------------------|-------------------------------------|---|---|--|---|------------------------------------|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額 (償還方法・利率等) | | | |
| 愛知県 | 豊橋市 | 豊橋市保育所等用太陽光発電システム設置整備事業補助金 | 補助金 | (対象システム) ・太陽光発電による電気が、設置される保育所・幼稚園で消費され、余剰の電気が逆流されるもの ・未使用品 (対象者) ・市内の保育所・幼稚園・認定こども園 ・太陽光契約者(法人名義) | 250,000 円/kW (250 万円上限) | H29.4.1～ H30.3.31 | | 環境部 温暖化対策推進室 |
| 三重県 | 津市 | 津市新エネルギー利用設備設置費補助金 | 補助金 | 集会所に太陽光システムを設置される自治会へ設置工事費の一部を補助する。 | 集会所:3kW 未満・21 万円、3kW 以上 6kW 未満・42 万円、6kW 以上 10kW 未満・70 万円。 | H29.4.3～ H30.3.30 (予算が無くなり次第、終了。) | http://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000007750/index.html | 環境政策課 |
| 滋賀県 | 長浜市 | 市民団体発電取組支援事業 | 補助金 | 再生可能エネルギーによる発電事業を実施する市民活動団体に補助金を交付 | 対象経費の 1/2 以内 限度額:1,000 千円 予算額:1,000 千円 | 平成 29 年 7 月 (予定) | | 環境保全課 0759-65-6513 |
| 滋賀県 | 守山市 | エコ事業所等普及促進補助金 | 補助金 | 事業所または自治会集会所において、以下のエネルギーシステム・省エネ設備等を、市内業者の施工により導入する場合に助成。中小企業者については下記(3)～(6)、自治会については下記(1)～(6)が補助対象メニュー。 (1)太陽光等の再生可能エネルギー発電システム (2)省エネルギー効果設備(LED 等) (3)蓄電池 (4)エネファーム、エコウィル (5)太陽熱利用システム(自然または強制循環) (6)太陽光発電システムと蓄電池 | 太陽光発電システム 1kW あたり 3 万円、その他については補助対象経費の 1/3 以内 限度額:(1)・(2)・(4)は 30 万円、(3)は 20 万円、(5)5 万円、(6)50 万円 | (募集期間) 平成 29 年 5 月 15 日～平成 30 年 2 月 28 日 | http://www.city.moriyama.lg.jp/kankyoseisaku/20170501ekojigyousyo.html | 環境政策課 077-582-1154 |
| 滋賀県 | 甲賀市 | 公共的施設等再生可能エネルギー導入事業 | 補助金 | 区・自治会が所有(管理)する公民館等への再生可能エネルギー発電設備導入に対し補助を行う。また、同時に省エネ器具を導入する場合にその設備に対し助成を行う。 | (発電設備)対象経費の 1/2 または 20 万円/kW のいずれか低い額(上限 200 万円) (省エネ器具)対象経費の 1/2(上限 25 万円) | 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 | 市ホームページ http://www.city.koka.lg.jp/7406.htm | 生活環境課 0748-65-2144 |
| 京都府 | 府 | 自立型再生可能エネルギー導入等計画認定制度 | 補助金 又は 設備導入に関する法人事業税・個人事業税の減免 | 自己消費を目的として再生可能エネルギー設備(太陽光発電等)と効率的利用設備(蓄電池・EMS)を新設・増設する中小事業者、社会福祉法人、学校法人、医療法人、個人事業者 | 補助金:設備取得価額の 1/3 (上限 500 万円) 税減免:設備取得価額の 1/3(上限 1,000 万円) | 補助金: H29.4.24～ H30.1.31 税減免 H29.4.1～ H30.3.31 | http://www.pref.kyoto.jp/energy/saienedounyuuusokusinnjoureishien.html | 京都府環境部 エネルギー政策課 075-414-4298 |

| 実施自治体 | | 制度名称 | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 備考 (制度 URL、その他) | 担当部署 |
|-------|------|---|---------|---|--|--|--|--|
| | | | 方法 | 対象 | 補助金額・限度額 (償還方法・利率等) | | | |
| 京都府 | 京丹後市 | 平成 29 年度京丹後市 地産地消型エネルギー 導入促進支援補助金 | 補助金 | <p>■補助事業者の対象</p> <p>市内に居住、本社又は生産等の拠点を有し、又は有する 予定の電力受給契約を結ぶ個人(個人事業主を含む)、法人、 建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年 4 月 4 日法律第 69 号)第 25 条第 1 項に規定する管理者、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 1 項に規定にする地縁による団体、又は自治会とし、補助システムを自ら使用する方で、市税(これに附帯する延滞金及び督促手数料を含む)の滞納がない方</p> <p>■補助対象条件</p> <p>①住宅又は住宅として使用される予定の建物等に設置されること(住宅は、店舗、事務所、工場等との兼用も可)</p> <p>②設置する建物等が補助事業者の所有物でない場合は、所有者の設置承諾を受けているものであること</p> <p>③システム管理・活用が、補助事業者の責任下で実行される環境にあること</p> <p>④市内の設置施工等業者の設置・施工又は一部施工を伴うこと</p> <p>⑤発電量の報告について、その実施意思を表明するものであること</p> <p>⑥CO2 の排出削減事業及び消費活動の効率化について、その取り組みに関する意思を表明するものであること</p> <p>⑦国が提唱する地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」の取り組みに対する賛同の意志を表明するものであること</p> <p>■補助対象システム</p> <p>①未使用品の取得であること(移設されたもの、又は過去に系統連系等使用されたものは対象外)</p> <p>②JIS に基づく試験により認証を受けているもの、又は同等以上の性能、品質が確認されていること</p> <p>③性能の保証や取得後のサポート等が、システム等の製造メーカー等によって一定期間確保されていること</p> <p>④未着工であること(既に設置されているシステム、前年度までに設置工事が完了しているシステムは対象外)</p> | <p>①自家消費発電システム(太陽光発電システム):20,000 円/kW(上限 200,000 円)</p> <p>②太陽熱利用システム:50,000 円/定額(取得費 50 万円以上)</p> | <p>第 1 次公募期間: H29.4.1~ H29.7.14</p> <p>※予算執行の状況により第 2 次公募を行う</p> | <p>http://www.city.kyotango.lg.jp/kurashi/oshirase/norinsuisankankyo/kankyo/saiene/h27saien/ehojyo1/documents/3.html</p> | <p>京丹後市 市民環境部 市民環境課 環境政策係 0772-69-0210</p> |
| 高知県 | 高知市 | 高知市集会所等新エネルギー導入事業費補助金 | 補助金 | <p>【対象者】</p> <p>・町内会等の地縁団体</p> <p>【要件】</p> <p>①地縁団体が所有または借用する集会所の屋根に設置する場合</p> <p>②余剰売電による収益を地域活動に活用すること</p> | <p>太陽光発電設備、蓄電池の設置費用(機器費、工事費)の合計の 10 分の 6、上限 150 万円</p> | <p>4 月 1 日~</p> | | <p>新エネルギー推進課 088-823-9481</p> |